

# 女性活躍商店街に活路

## 商店街ニュース 都内7理事長で座談会

政府が女性が輝く社会を掲げるなか、都内の約400商店街振興組合において女性理事長が、約10名と少数派ながら着実に増えている。こうしたなかで本紙「商店街ニュース」は8月8日に、都内7都府県振興組合女性理事長による座談会「女性活躍商店街」を実施した。島田治雄、都府県振興組合理事長を進行役、各市区商店街連合会から7名の女性理事長の参加を得て、相互の情報共有や親睦交流の機会としている。以下はその意見交換の概要を紹介すると、女性パワーを商店街に取り込むヒントを探る。

■理事長就任の経緯  
 城所 10年前がかりの道「女で大丈夫か」との声をあつたが、「自ら動いてこそ進歩してほしく」との周囲の声をあつて1989年当時の任意会長になり、半年後の法人化により全国初の女性商店街理事長に。商店街がまとまる、嵐の力なが担うなら、と自然に就任したことから自ら引退した。理事長は、戸越銀座地区は店舗併用住宅が多く、街への愛着が高いことから会員の結束も強く、協力的だ。

■座談会出席者  
 世田谷区・八幡山商店街振興組合理事長 城所ひとみ 港区・エポックシティ赤坂商店街振興組合理事長 高木水穂 台東区・浅草すしや通り商店街振興組合理事長 後列右より、▽小谷野敬子 品川区・戸越銀座商店街振興組合理事長 久保裕子 北区・梅原銀座商店街振興組合理事長 伊藤節子 新宿区・新大久保商店街振興組合理事長

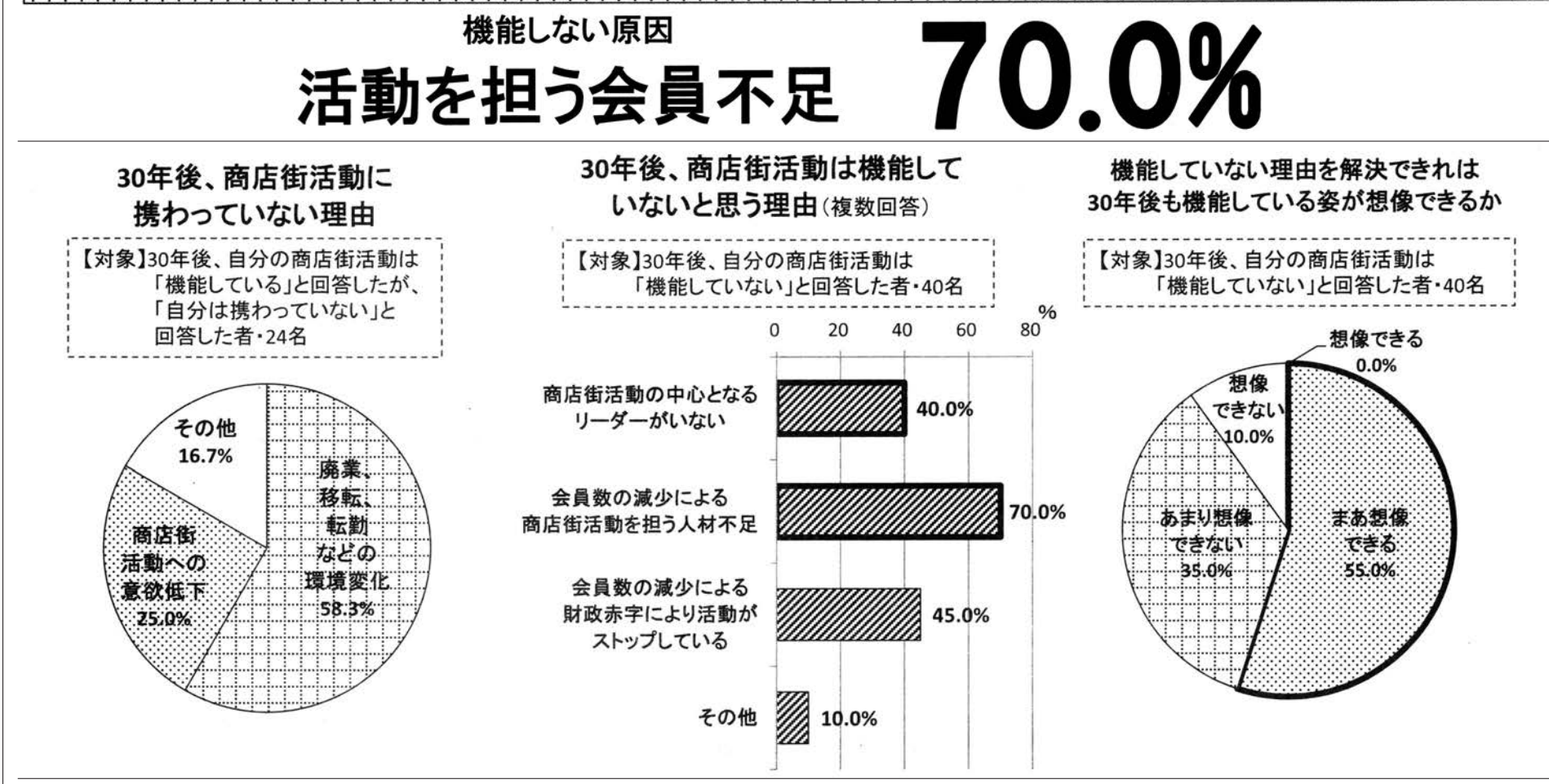


それぞれの地元での取り組みを情報交換

**都府連のSNSガイドライン**  
 東京都商店街振興組合連合会では以下の通り、SNSの「チャット」「フェイスブック」「サービス」の活用に関するガイドラインを策定して、関係者のみなさまの理解と協力を願っています。  
 1 本ガイドラインの目的  
 近年、ツイッター、フェイスブック等のインターネット上を特定多数のユーザーが利用している。SNSの活用は、重要なツールとして普及しているが、一方で不適切な投稿による、インターネット上で対応しきれないケースが後を絶ちません。

このため、本会では本会役員等がSNSを安全・適正に利用し、正しい情報を発信することができるよう、就業規則とは別に、本ガイドラインを策定しました。  
 2 基本ポリシー  
 SNSを活用するにあたっては、常識ある社会人として、自覚と責任をもって、適切に情報発信およびコミュニケーションを行う必要があります。  
 3 本ガイドラインは、本会役員等がSNSの特性を理解した上で適切にSNSを利用することを促すものです。  
 4 SNS利用にあたっての留意点  
 (一) 基本原則  
 ① SNSを利用する場合は、本会役員として本会を代表する行為を行うこと、本会の信頼やブランドを大きく損なう可能性があることを意識すること。  
 ② SNSで発信する情報は、正確・丁寧に行うこと。誤解を招くような表現や感情の表現をしないこと。投稿した内容によって、他人を傷つけたりした場合、速やかに謝罪と訂正を行うこと。  
 ③ SNSを利用する場合は、一度発信された情報は、リツイートやシェアなどで範囲に拡散してしまえば、第三者が保存しては完全削除することは不可能であり、予想できない範囲に拡散が及ぶこと。  
 ④ 投稿の際の留意点  
 ① 本会業績・経営戦略・開発情報・顧客情報など業務上知り得る本会情報は、すべて本会の重要な情報資産であることを理解し、誤解を生じかねないような投稿を行わないこと。  
 ② SNSへの投稿を行うにあたっては、組織名等の属性を明らかにせず、かつ本会役員とは無関係の個人の意見である旨の文言を添えること。  
 ③ 特定の個人・国籍への誹謗中傷、特定の個人・団体への誹謗中傷、差別的表現、侮辱的表現、猥褻的表現、違法行為を助長する内容など公序良俗・社会常識等に反するような投稿を行わないこと。  
 ④ フライパン・権・肖像権・知的財産権(著作権)などの権利を侵害するなどの投稿を行わないこと。  
 ⑤ 思想信条、政治、宗教に起因する投稿は、本会ガイドラインに違反した場合は、就業規則等に基づき懲戒処分を実施する場合があります。また、本会が投稿等の削除を要請した場合には、役員はこれに応じなければなりません。

### 商店街の30年後 <ソフト> [非機能]



**『30年後のワタシの商店街』**  
 平成30年度 都府連調査報告書より ⑥

伊藤 商店街では「インターネット」を主軸として、人脈を繋ぎ、連携を促進する取り組みが、このほど国際交流イベントも初めて企画された。このほど国際交流イベントも初めて企画された。このほど国際交流イベントも初めて企画された。このほど国際交流イベントも初めて企画された。

## 振興組合設立の手順とポイント

スタート ..... 組合のことを知りたい

相談・指導 ..... 行政庁、区・市連合会、都府連、中央会等への相談

勉強会 ..... 一般会員に対する説明会

発起人 ..... 趣意書、定款、事業計画・収支予算等の原案作成、同意者の募集 (7人以上)

創立総会公告 ..... 創立総会開催通知、定款、事業計画・収支予算案の送付 (2週間以上)

創立総会 ..... 定款の制定、事業計画・収支予算の決定、その他議案の決定、役員を選出 (遅滞なく)

設立認可申請 ..... 行政庁(区長、市長又は東京都知事)へ申請  
 ①設立認可申請書 ②定款 ③事業計画書・収支予算書 ④役員名簿 ⑤設立趣意書 ⑥同意者名簿 ⑦全員が組合員資格を有することを発起人が誓約した書面 ⑧創立総会・理事会の議事録 ⑨発起人代表に対する発起人の委任状 ⑩業種別一覧表、地域図等

設立認可 ..... 行政庁(区長、市長又は東京都知事)の認可  
 発起人から理事へ事務引継ぎ  
 出資の払込 (出資の払込から2週間以内)

設立登記 ..... 所轄東京法務局出張所(登記所)へ登記申請

事業開始 ..... 税務署、都税事務所へ届出(2ヵ月以内)

**★振興組合の地区**  
 小売商業・サービス業が30人以上近接して商店街を形成していれば、おおむね既存の商店街の地域をあてはめて設定できます。ただし、隣接商店街と地区の重複がおこらぬよう注意してください。

**★組合員資格**  
 商店街組織なので、地区内の小売商業・サービス業の店舗が中心となりますが、すべての営利事業者(既存の商店街に加入、未加入を問わず)には必ず資格を与えなければなりません。また、地域の環境整備事業の遂行のため、必要に応じて地区内の事業協同組合等の非営利事業者を、場合によっては居住者にも組合員資格を与えることもできます。

**★発起人**  
 組合員資格が有って、設立と同時に組合員になろうとする者(個人商店の場合はその事業主、法人の場合は法人自体)が7人以上集って、発起人になれば設立行為を行います。しかし、あまり多すぎると実務処理が効率的に進まないで、10人以内が適当と考えられます。この中の1人が発起人代表となります。  
 発起人は、地区と組合員資格の範囲を確定し、その地区内において組合員資格を有する者に趣意書、設立同意書および出資引受書を配付して、参加を募ります。なお、1人の出資引受口数が全体の4分の1を超えないようにしてください。

**★定款、事業計画、収支予算案等の原案作成**  
 定款は、組合の組織および事業活動の基本規則で、地区や組合員資格に関する規定等の基本的事項は必ず記載しなければなりません。事業計画・収支予算案は設立後2事業年度分のものが必要で、次年度までに実施しない事業は、定款案に記載しないようにしてください。各事業計画案作成にあたっては事業規模、手数料および実施方法等をはっきり定める必要があります。

**★創立総会**  
 定款、事業計画、収支予算案、設立同意書および出資引受書の回収、その他の書類の作成が完了したら、開催公告を2週間前までに発行し、創立総会を開催します。創立総会の議事は、同意者の半数以上が出席し、その議決権の3分の2以上をもって設立に必要な事項の決定を行います。議決にあたっては、発起人が作成した定款のうち、組合の地区と組合員資格に関する規定は変更することができません。また、創立総会で選ばれる役員は任期は1年以内です。

**★認可申請と登記**  
 創立総会を終了したら、発起人はすみやかに、定款をはじめとする必要書類(左の図の参照)を作成し、行政庁(23区内は区役所、多摩地区は市役所、地区が2市区にまたがる場合は都庁)に提出し、設立の認可申請を行います。  
 設立の認可を受けた後、発起人はすみやかに設立事務を理事に引継ぎます。そして、理事が出資金の徴収等を行い、出資金の払込みが完了した日から2週間以内に、所轄法務局(登記所)において設立登記を行います。設立登記がなされた日が商店街振興組合の成立月日となります。登記申請は、組合の代表理事(代理人の場合は委任状が必要)が登記所に出席して行わなければならない。

**★税務署、都税事務所への届出**  
 組合の成立によって、法人としての納税義務が生じますので、2ヵ月以内に所轄の税務署と都税事務所へ届け出ます。